

**議案第 35 号 三田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

【趣 旨】

介護保険法第 59 条第 2 項及び第 115 条の 24 第 3 項に規定する厚生労働省令で定める基準等の一部を改正する省令が公布（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）されたため、市の基準条例の一部を改正するもの。

【内 容】

別紙のとおり

【施行期日】

令和 6 年 4 月 1 日

【予算措置】

なし

【そ の 他】

関係法令

- ・ 介護保険法第 59 条及び 115 条の 24
- ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）
- ・ 令和 6 年厚生労働省令第 16 号

○改正内容

令和5年5月19日に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号）が公布され、介護保険法の一部改正（第115条の22第1項関係）が行われ、令和6年4月から指定介護予防支援事業者の指定の申請について、地域包括支援センターの設置者に加え、指定居宅介護支援事業者も行うことができるものとされたこと。加えて、国における令和6年度介護報酬改定では、以下の4項目を基本的な視点として議論がなされ、令和6年1月25日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第16号）が公布されました。これに伴う市基準条例の一部を改正する主な内容は以下のとおりです。

- (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進
- (2) 自立支援・重度化防止に向けた対応
- (3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
- (4) 制度の安定性・持続可能性の確保

1 全サービス共通事項

No.	改正内容	関係条項
1	○「書面掲示」規制の見直し 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを令和7年度から義務付ける。	第23条
2	○身体的拘束等の適正化の推進 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。	第30条、 第32条

2 その他の主な改正内容

No.	改正内容	関係条項
1	○指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリング	第32条

	<p>人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、所定の要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。</p>	
2	<p>○介護予防支援の円滑な実施</p> <p>(1) 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の配置基準</p> <p>(2) 市において要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を行うに当たって、市から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市に情報提供することとする。</p> <p>(3) 上記(1)(2)のほか、指定居宅介護支援事業者が介護予防支援を行うに当たって、所要の規定の整備を行う。</p>	<p>第4条、 第5条</p> <p>第32条</p> <p>第4条、 第5条、 第6条、 第12条、 第13条、 第14条</p>
3	<p>○指定介護予防支援事業者の指定の申請について、地域包括支援センターの設置者に加え、指定居宅介護支援事業者も行うことができるものとされたことに当たって、所要の規定の整備を行う。</p>	<p>第4条、 第5条、 第6条、 第12条、 第14条 第30条</p>